

川中島町北原区規約

川中島町北原区規約実施規程

川中島町北原区表彰規則

川中島町北原区

(平成 21. 3)

川中島町北原区規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この区は、川中島町北原区(以下「区」という)という。

(区域)

第2条 区の区域は、長野市川中島町今井地籍の別表に掲げる区域とする。

(事務所)

第3条 区の事務所は、長野市川中島町今井 1635 番地の北原公民館に置く。

(目的)

第4条 区は、地域の発展と区民の福祉増進を図るため、次の各号に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等地域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設等の維持管理
- (4) 防犯、防災、交通安全及び騒音防止に関する事項
- (5) 公民館、育成会等関係団体行事への協力
- (6) 伝統文化を守り史跡等の保全に関する事項
- (7) その他必要な事項

(組)

第5条 区の事業の運営を円滑、かつ、迅速に行うため、別に定める組を設ける。

2. 各組ごとの居住者は、総意によってその組の組長1名を選出する。

第2章 区民

(区民)

第6条 区民は、第2条に定める区域に住所を有する個人とする。

2. 区の活動を賛助する区域内に住所を有する法人及び団体は、賛助区民となることができる。

(区費)

第7条 区民及び賛助区民は、総会において別に定める区費を納入しなければならない。

(入区)

第8条 第2条に定める区域に住所を有する個人又は法人若しくは団体がこの区に入区しようとする者は、別に定める入区申込書を区長に提出しなければならない。

2. 区は、前項の入区申し込みがあった場合には、正当な理由がない限りこれを拒んではならない。

(入区費)

第9条 前条第1項の規定により入区しようとする者は、総会において別に定める入区費を納入しなければならない。

(退区等)

第10条 区民及び賛助区民が、次の各号の一に該当した場合には退区したものとみなす。

- (1) 区民が、当区内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 区民及び賛助区民から、別に定める退区届が区長に提出されたとき。
- (3) 法人又は団体が解散したとき。

2. 区民が、死亡又は失踪宣告を受けたときは、区民の資格を失う。

第3章 役員

(役員)

第11条 区に、次の役員を置く。

- (1) 区長 1名
- (2) 副区長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第12条 区長、副区長、会計及び監事は、総会において区民の中から選任する。

2. 監事は、他の役員を兼ねることができない。

(役員の職務)

第13条 区長は、区を代表し、区務を総括する。

2. 副区長は、区長を補佐し、1名は、総務・防災・福祉関係業務を担当し、区長に事故あるときは区長の職務を代行する。他の1名は、環境美化・衛生関係業務を担当し、区長、他の副区長に事故あるとき、又は欠けたときは、区長、他の副区長の職務を代行する。

3. 会計は、出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類等を管理する。

4. 土木建設、産業経済、福利厚生、文教、調査(苦情処理、公害)等の問題事項が生じたときは、必要により別に定める専門委員会を設置し対応する。

5. 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 区務の執行状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告するため必要と認めるときは総会の招集開催を請求すること。

(5) 必要と認めた場合、評議委員会に出席して意見を述べること。

(役員任期等)

第14条 役員任期は、2年とする。但し再任を妨げない。

2. 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3. 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種類)

第15条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第16条 総会は、第6条第1項の区民をもって構成する。

(総会の権能)

第17条 総会は、この規約に定めるもののほか、区の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第18条 通常総会は、毎年度決算終了後3か月以内に開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 区長が必要と認めたとき。

(2) 全区民の5分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第13条第5項第4号の規定によって、監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集開催)

第19条 総会は、区長が招集開催する。

2. 区長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集開催しなければならない。

3. 総会を招集開催するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第20条 総会の議長は、出席した区民の中から選出する。

(総会の定足数)

第21条 総会は、区民の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第22条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した区民の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(区民の議決権)

第 23 条 区民は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第 24 条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない区民は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の区民を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合における第 21 条及び第 22 条の規定の適用については、その区民は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 25 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 区民の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名押印しなければならない。

第 5 章 役員会、評議委員会、相談役

(役員会の構成)

第 26 条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第 27 条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決執行する。

- (1) 総会及び評議委員会に付議すべき事項
- (2) 総会及び評議委員会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会及び評議委員会で議決を要しない区務の執行に関する事項で、予期しない案件及び緊急案件等で別に定める先決施行支出限度額以下の案件
- (4) 役員会で議決執行した案件、事項は次回評議委員会に報告するものとする。
- (5) 役員会は、役員の申し出により、区長が必要と認めるとき区長が招集開催する。区長は、開催日の 5 日前までに、電話、書面等により開催日時、場所、議事等を通知しなければならない。

役員会は、区長が主宰する。

(評議委員の選出)

第 28 条 評議委員は、規約第 5 条第 1 項に定める組ごとに別に定める定数の基準に従い、関係地域における居住者の総意によって選考するものとする。このうち 1 名は第 5 条に規定する組長を充てる。

(評議委員会の構成)

第 29 条 評議委員会は、区長、副区長、会計及び評議委員をもって構成する。

(評議委員会の権能)

第 30 条 評議委員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会で議決を要しない区務の執行に関して緊急を要する事項等で別に定める先決施行支出限度額以下の案件。
- (4) 評議委員会で議決執行した案件、事項は、次期総会に報告するものとする。
- (5) 評議委員会は、区長が必要と認めたとき、及び評議委員会構成員の 2 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集開催の請求があったときは、その請求の日から 14 日以内に評議委員会を招集開催しなければならない。
- (6) 評議委員会を招集開催するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、5 日前までに通知しなければならない。
- (7) 評議委員会の議長は、区長がこれに当たる。

(評議委員の任期等)

第 31 条 第 14 条の規定は、評議委員について準用する。

(相談役)

第 32 条 区に相談役を置くことができる。

2. 相談役は、区長が評議委員会の承認を得て委嘱する。
3. 相談役は、区の諮問に応じ評議委員会に出席して、意見を述べることができる。
4. 相談役の任期は、2 年とする。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 33 条 区の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 区費及び入区費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 34 条 区の資産は、区長が管理し、その方法は、総会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第 35 条 区の資産で第 33 条第 1 号に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合は、総会において出席した区民の 4 分の 3 以上の議決を要する。

(経費の支出)

第 36 条 区の経費は、第 33 条に規定する資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 37 条 区の事業計画及び予算は、区長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、年度開始後に、予算が総会において議決されていないときは、区長は総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として、収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 38 条 区の事業報告及び決算は、区長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後 3 か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第 39 条 区の会計年度は、毎年 3 月 1 日に始まり、翌年 2 月末日に終わる。

第 7 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 40 条 この規約は、総会において総区民の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、長野市長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第 41 条 区は、地方自治法第 260 条の 2 第 15 項において準用する民法第 68 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項の規定により解散する。

2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、総区民の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 42 条 区の解散のときに有する残余財産は、総会において総区民の 4 分の 3 以上の議決を得て、区と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第 8 章 雑 則

(備え付けの帳簿及び書類)

第 43 条 区の事務所には、規約、区民名簿、認可及び登記に関する書類、総会及び評議委員会、役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿

及び書類を備えておかなければならない。

2. 前項の帳簿及び書類等の保智期間は、別に定める。

(委 任)

第 44 条 この規約の実施に関し必要な事項は、総会の議決を経て、区長が別に定める。

附 則

1. この規約は、平成 10 年 4 月 19 日から施行する。
2. 北原区規約(昭和 47 年 4 月 29 日施行、平成 9 年 4 月 13 日一部改正)は、平成 10 年 4 月 19 日施行の規約により廃止する。
3. この規約の第 39 条の一部を改正し、平成 15 年 4 月 6 日から施行する。
4. この規約の第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 26 条から第 30 条及び第 43 条の一部を改正し、附則 3、4 項を加え、平成 17 年 3 月 27 日から施行する。

別 表(第 2 条関係)

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 川中島町今井 字 板橋、穂苅、馬場、稻荷、原沢、豊田及び薬師堂の区域(2) 川中島町今井字 鎌穂、一丁田及び狐塚のうち今井区以外の区域(3) 川中島町今井原のうち 64-19 番地ほか別に定める区域(4) 川中島町原のうち 267-4 番地ほか別に定める区域 |
|--|

川中島町北原区規約実施規程

(趣旨)

第1条 川中島町北原区規約(以下「規約」という。この実施に関し必要な事項は、この規程に定めるところによる。

(組名、評議委員の定数)

第2条 規約第5条第1項に規定する組及び規約第26条に規定する評議委員の定数は、次表のとおりとする。

組名	定数	組名	定数
北原上組	4	北原第3北組	4
北原第1組	4	北原第4組	3
北原第2組	5	北原第5組	4
北原第3南組	4	荒屋穂苺組	4

(区費)

第3条 規約第7条に規定する区費は、次のとおりとする。

- (1) 持家世帯年額 5,500 円(前期分 3,000 円、後期分 2,500 円)
- (2) 借家世帯年額 3,000 円(前期分 1,500 円、後期分 1,500 円)
- (3) 賛助区民年額 1,000 円以上(事業所規模等により個々に定める。)

(入区申込書)

第4条規 規約第8条に規定する入区申込書は、様式第1による。

(入区費)

第5条 規約第9条に規定する入区費は、次のとおりとする。

- (1) 持家世帯
平成16年3月1日から17年2月28日まで 40,000 円
平成17年3月1日から18年2月28日まで 30,000 円
平成18年3月1日以降 20,000 円
- (2) 借家世帯
平成16年3月1日から17年2月28日まで 10,000 円
平成17年3月1日以降 5,000 円

(退区届)

第6条 規約第10条第1項第2号に規定する退区届は、様式第2による。

(財産目録)

第7条 規約第33条第1号に規定する財産目録は、次の事項を記載する。

(資産の部)

- I 流動資産 1.現金・預金 2.未収会費

- Ⅱ 固定資産 1. 土地 2. 建物 3. 構築物 4. 車両運搬具 5. 什器備品等
6. 電話加入権 7. 有価証券

資産合計 (A)

(負債の部)

- I 流動負債預り金
Ⅱ 固定負債長期借入金

負債合計 (B)

差引正味財産 (A) - (B)

(資産の処分)

第 8 条 規約第 35 条に規定する資産は、前条の財産目録のうち土地及び建物とする。

(専門委員会)

第 9 条 専門委員会は、規約第 13 条第 4 項の規定により、必要により設置し区長が招集開催する。

- (1) 区長は土木建設、産業経済、福利厚生、文教、調査(苦情処理、公害)等の問題事項が生じたときは、専門委員会を設置し対応する。
- (2) 専門委員会は、規約第 13 条第 4 項に定める専門委員会ごとに評議委員の中から選出し、そのうち 1 名を専門部長とする。専門委員会は、専門部長が主宰する。
- (3) 専門委員は、専門事項の調査研究、情報の把握、実態解明等にあたり、随時区長に報告し、専門業務の的確な推進を図るものとする。

(区民等の表彰)

第 10 条 規約第 6 条 1 項及び 2 項に規定された区民等で、かつ第 7 条を履行した者のうち、区の行財政等に対して貢献又は功績が顕著な区民等を表彰することができる。

(区域)

第 11 条 規約第 2 条及び附則の別表中、「別に定める区域」は、次に掲げる区域とする。

- (1) 今井原 64-22 番地、124-6 番地、124-7 番地、125-1 番地、125-2 番地、268 番地、271 番地、
272-1 番地、272-3 番地、1025-3 番地、1026-5 番地、1027-4 番地、1027-6 番地、1027-7 番地、
1068-3 番地及び 1073-1 番地の区域

- (2) 原 267-5 番地、301-1 番地、302-6 番地、303-4 番地、303-5 番地及び 304-1 番地の区域

(先決施行支出限度額)

第 12 条 規約第 27 条第 3 項及び第 30 条第 3 項の先決施行支出限度額は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 役員会 30 万円以下の案件とする。
- (2) 評議委員会 100 万円以下の案件とする。

(帳簿及び書類の保管期間)

第 13 条 規約第 43 条第 2 項に規定する帳簿・書類の保管期間は次のとおりとする。

- (1) 規約、区民名簿、認可及び登記に関する書類は永久保管とする。
- (2) 総会及び評議委員会、役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産日録、資産の状況を示す帳簿・書類は 7 年とする。
- (3) その他必要な帳簿及び書類は、3 年とする。

(補則)

第 14 条 この規程の運用に関して必要な事項は、評議委員会の承認を得て区長が定める。

附則

1. この規程は、平成 10 年 4 月 19 日から施行する。
2. この規程の第 2 条の一部を改正し、平成 15 年 4 月 6 日から施行する。
3. この規程の第 5 条の一部を改正し、平成 16 年 4 月 4 日から施行する。
4. この規程の第 9 条の一部を改正し、及び第 11 条、第 12 条を新設し、補則の第 11 条を第 13 条に
繰り下げて平成 17 年 3 月 27 日から施行する。
5. この規程の(区域)第 10 条を(区民等の表彰)第 10 条に改め、(区域)第 10 条を第 11 条に、(専決
施行支出限度額)第 11 条を第 12 条にと以下順次繰り下げ改正し平成 20 年 3 月 23 日から施行
する。
6. この規程の第 3 条の 3 項の一部を改正し、令和 3 年 3 月 29 日から施行する。

様式第1

入 区 申 込 書	年 月 日
川中島町北原区長 殿	
世帯主住所 氏名 世帯員氏名 " "	
私および私の世帯員は、 月 日 川中島町北原区に入区を申込みます。	

様式第2

退 区 届	年 月 日
川中島町北原区長 殿	
住所 氏名	
私は、 月 日 地縁団体たる川中島町北原区を退区します。	

川中島町北原区表彰規則

(趣旨)

第1条 川中島町北原区規約実施規程第10条の実施に関し必要な事項は、この規則に定めるところによる。

(表彰等の種類及び基準)

第2条 個人又は団体で次の各号の一つに該当するものには、表彰状を交付して表彰する。

- (1) 区財政への貢献又は功績が顕著なもの
- (2) 区行政への貢献又は功績が顕著なもの
- (3) 自身の生命。身体の危険を顧みず、区民の生命、財産保護に対し貢献又は功績が顕著なもの

(記念品)

第3条 表彰は、表彰状を交付するほか、記念品を併せて交付することができる。

(被表彰者の推薦及び決定)

第4条 第2条に係る被表彰者の推薦は区長に行うものとし、評議員会で被表彰者を決定する。

(表彰期日)

第5条 第2条及び第4条の規程による表彰は、毎年区の総会期日に行う。

ただし、特に必要があるときは、臨時に行うことができる。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、評議員会が定める。

附則

(施行期日)

この規則は平成20年3月23日から施行する。

*令和3年3月28日第3条3項の上限額削除(削除線部)を総会で承認(2月18日の第11回評議員会で承認済み)

(推薦書が必要な場合)

推 薦 書

令和 年 月 日

組・団体名 _____

推薦者名 _____

被推薦者氏名 _____

生 年 月 日 _____ 年 月 日

住 所 _____

1. 功績等の内容

(1) (功績等の内容は、できるだけ具体的に記載する。)

(2)